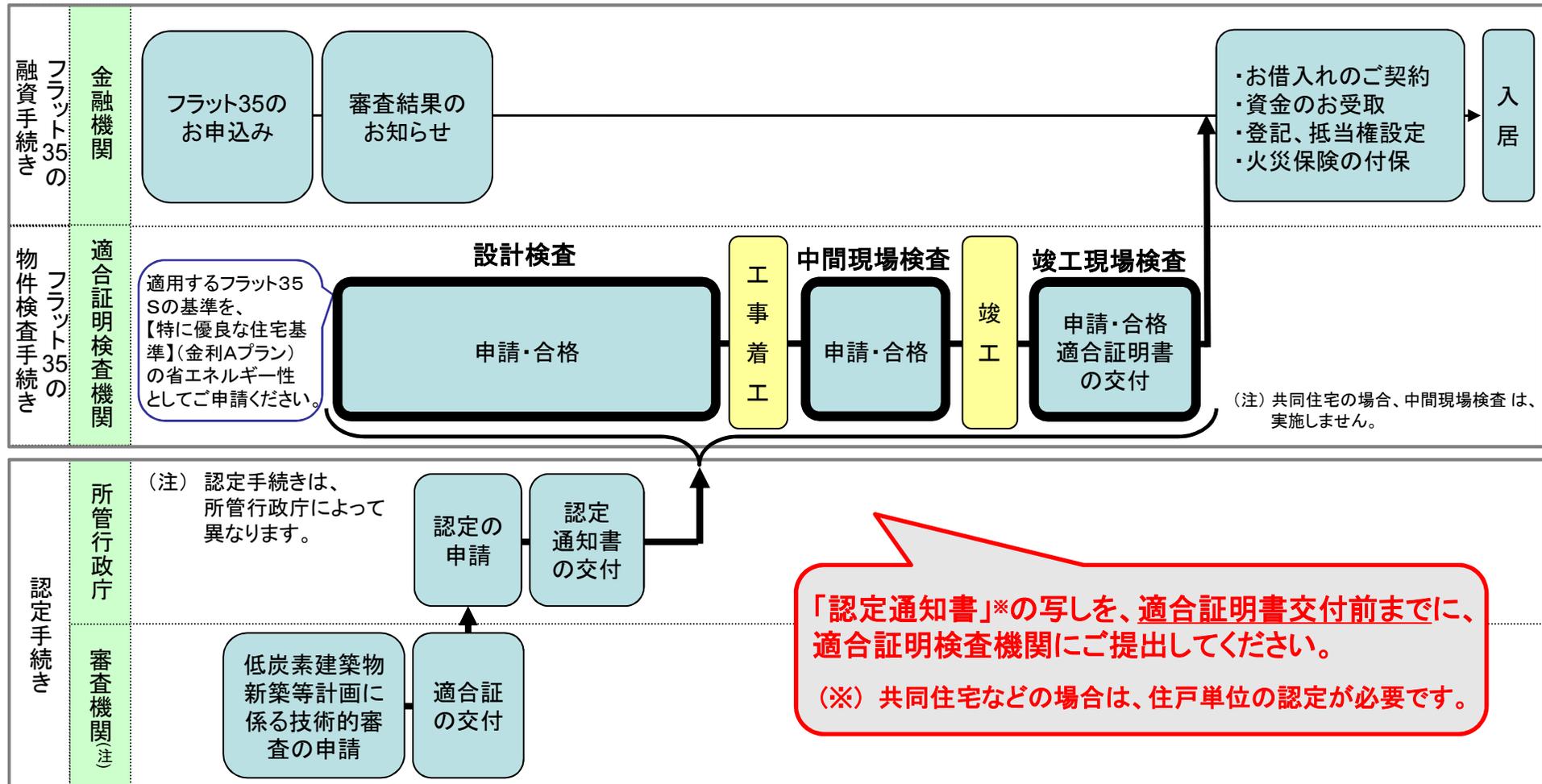


「認定低炭素住宅」であることを証する書類を取得して、 【フラット35】S(金利Aプラン)をご利用される場合の手続き

平成24年12月4日現在



(注) 審査機関＝登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関

- フラット35の物件検査に必要な書類については、「【フラット35】物件検査のご案内」(*)をご覧ください。
- 住宅性能表示制度を活用する場合には、「【フラット35】の設計検査や中間現場検査を省略できる場合があります。また、住宅瑕疵担保保険の現場検査または建築基準法の中間検査を実施する場合には、「【フラット35】の中間現場検査を省略できる場合があります。詳しくは、「【フラット35】物件検査のご案内」(*)をご覧ください。

(※) 一戸建て等の場合=<http://www.flat35.com/files/100028484.pdf> 共同の場合=<http://www.flat35.com/files/100159128.pdf>